

地縁団体認可申請の手引き

1 地縁による団体とは

地域で所有している集会所や自治会館の土地や建物の不動産登記を、自治会長等の個人または複数の方の名義でしてある場合があります。この場合、名義人の転出や死亡などにより自治会の構成員で無くなったとき、相続登記や名義変更登記などの手続きが必要になり、度々その所有権について争いが生じたり、共有者が多数の場合にはその名義変更に手間がかかる等の問題がありました。

こうした問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、自治会名義で不動産登記等ができるようになりました。この市町村長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。つまり、自治会のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体、またはスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は地縁による団体とは考えられません。

2 認可を受けるための要件

自治会が法人格を得るためには、市町村長の認可が必要です。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。なお、認可の要件は以下の4つとなります。

(1) 自治会が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

ここでの共同活動とは、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会所の管理など、一般的な自治会活動の事を指します。

(2) 自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
また、この区域において自治会が相当の期間にわたって存続していること。

地番や道路、河川などで自治会の区域が容易にわかる状態であることが必要です。また、自治会が安定的に存在していなければなりませんので、相当数の年数を活動している必要があります（概ね、過去2年以上の活動実績が必要です）。

(3) 自治会の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので、世帯単位を構成員とすることは認められません。また、区域内に住所があること以外に年齢や性別、国籍等の加入条件をつけたり加入を希望する人を拒むことは認められません。「相当数」とは自治会区域内の全住民の過半数です。

※ 世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。全住民が構成員となることができますので、生まれたばかりの子供でも構成員であれば名簿に記載する必要がありますが、全住民が構成員でなければ認可されないということではありません。

(4) 次の事項を全て含む規約を定めていること。

- ① 目的 ② 名称 ③ 区域 ④ 事務所の所在地 ⑤ 構成員の資格に関する事項
⑥ 代表者に関する事項 ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項

認可を受ける場合には上記8項目を全て含んだ規約を定める必要があります。この項目以外に規約を定めることに関しては問題ありませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。

また、規約の名称について特に制限はありませんので、「〇〇会規則」「〇〇会規程」等の名称でも構いません。

3 認可申請の手続き

自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行なう際には、その団体の規約に基づき召集された総会において、認可を申請する旨の議決を行なう必要があります。

- ① 自治会内で法人化申請について協議する
- ② 規約案などの作成
- ③ 自治会で規約に従った総会を開催し、下記事項等について議決する
 - ※ 役員会などでの議決は認められません
 - ・ 規約の改正（制定）
 - ・ 認可申請することの議決
 - ・ 代表者の決定
 - ・ 構成員の確定
 - ・ 保有する資産の確定
- ④ 申請書類の作成および提出（浅口市役所 地域創造課）
- ⑤ 市による認可要件審査（書類等に不備があった場合は再提出を求めます）
- ⑥ 市長による認可の告示

認可申請に必要な書類

◆ 認可申請書〔様式第1号〕

代表者の押印が必要です。なお、認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載してください。

◆ 規約〔自治会規約の参考例〕

認可申請にあたって改正および作成した、認可要件を全て含む規約であり総会の承認を得たもの。

◆ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類〔議事録の参考例〕

認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの。

構成員全員の承諾があるときは総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることもできます。

◆ 構成員の名簿〔構成員名簿の参考例〕

構成員全員（世帯主のみではなく子供も含む全員）の住所・氏名を記載した名簿で、自治会区域内全住民の過半数が構成員となっている必要があります。

◆ 保有資産目録〔様式第2号〕又は保有予定資産目録〔様式第3号〕

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては「保有資産目録」を、申請時点で不動産等を保有しておらず、将来取得する予定の場合には「保有予定資産目録」を作成してください。

◆ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現におこなっていること

を記載した書類

前年度及び当年度の事業活動報告として総会に提出した資料等の具体的な活動内容がわかる書類。

◆ 就任承諾書〔様式第4号〕

申請者が代表者となる事を承諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名・押印のあるもの。

4 認可後の地縁団体について

■ 自治会名義で不動産の登記ができます

法務局で土地、建物の名義を自治会名義で登記することができます。その手続の際の添付書類として、浅口市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。この書類が法人格取得の証明となるため、浅口市役所地域創造課へ申請し、交付を受けてください。

申請に必要なもの

- ・認可地縁団体証明書交付申請書
- ・手数料300円

■ 自治会の印鑑を登録することができます

(1) 印鑑の登録

認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。なお、下記いずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 機械製造により大量生産されたもの
- ③ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ④ 印影を鮮明に表しにくいもの

⑤ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

登録に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 登録する認可地縁団体の印鑑
- ・ 代表者個人の印鑑登録証明書1通（発行から3箇月以内）およびその印鑑

※ 登録できるのは原則として代表者本人のみです。

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は不動産登記等に必要「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

申請に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・ 手数料 1通300円

■ 申請した事項に変更があったら

(1) 規約に変更があったら

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に届け出なければなりません。

申請に必要なもの

- ・ 規約変更認可申請書〔様式第5号〕
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類〔様式第6号〕
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
(総会の議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)

(2) 告示事項に変更があったら

告示事項に変更があった場合には代表者は市長に対して「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届出なければなりません。この届出をもとに市長は変更の告示を行います。

告示事項は以下のものです。いずれかに変更がある場合は必ず届出をしてください。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名および住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務執行

者が選任されている場合は、その氏名および住所)

⑦ 代理人の有無

⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由

⑨ 認可年月日

申請に必要なもの

- ・ 告示事項変更届出書〔様式第7号〕
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証する書類
(総会議事録の写し等で、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの)
- ・ 就任承諾書〔様式第4号〕
(代表者の変更があった場合)



【お問い合わせ先】

浅口市役所 企画財政部 地域創造課

Tel 44-9034 Fax 44-5771